

[事案 25-88] 契約無効等請求

・平成 26 年 5 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還、あるいは見積書の記載のと通りの生存保険金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 2 月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。あるいは、支社長印のある見積書によって、契約時、保険会社の支社長である募集人から説明を受けたのだから、支社長による保険会社の表見代理が成立するので、見積書記載のと通りの生存保険金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、60 歳まで生存した場合に約 1,100 万円が支払われるとの説明を受けたが、実際の生存保険金額は、約 102 万円であった。
- (2) 見積書記載の保険料払込満了年齢は 60 歳となっていたが、実際には 65 歳まで支払い続けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約内容について説明しており、本契約は、申立人の加入意思を確認したうえで、申立人の署名捺印を得て正規に成立している。
- (2) 見積書記載の 60 歳時生存保険金額は計算ミスまたは記載ミスと推定されるが、見積書には配当数値が変動することの記載があるうえ、本契約は死亡・高度障害保障も含む契約であり、生存保険金の支払いは契約内容の一部分に留まる。
- (3) 支社組織に保険契約の締結権限はなく、また、支社長を支配人として選任し登記する取扱いもしていないので、判例上、支社長は表見支配人に該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 本契約は以下の点について錯誤（民法 95 条）して申し込んだものであるから無効であるとして、既払込保険料の返還を求めているもの。
 - ① 生存保険金約 1,100 万円が受け取れる内容であると錯誤した。
 - ② 保険料払込満了年齢が 60 歳までであると錯誤した。
- (2) 支社長である募集人から見積書によって説明を受けて申込みをしたことから、表見代理（民法 110 条）の類推適用により、見積書記載の内容によって契約が成立したので、その履行を求めているもの。

2. 申立人は生存保険金の金額について問題としているが、保険契約は附合契約であり、定款・約款の記載にしたがって契約内容が定められるものである。本契約の定款および約款によれば、生存保険金は剰余金を原資として積み立てられるものであり、将来の経済状況に左右されるものであるので、契約時において確定的な金額の支払いが約束されているものではない。
3. 以下の理由から、表見代理の類推適用により、見積書記載の内容によって契約が成立したと認めることは困難である。
 - (1) 見積書には、生存保険金額の表示の前に「約」が付されており、確定した金額が記載されていない。
 - (2) 見積書には記載の生存保険金の金額が変動すること、将来の支払額を約束するものではないこと、が明記されている。
4. 上記3(1)および(2)に加え、以下の理由から、申立人が見積書に記載された生存保険金額が確定した金額であると錯誤したと認めることは困難である。
 - (1) 募集人が保険契約を説明するに際し、見積書の記載に反する説明をすることは通常考えられず、他に募集人が見積書に反した説明をしたことを認める証拠はない。
 - (2) 仮に、申立人に錯誤があったとしても、募集人から上述のとおりの見積書による説明を受け、契約申込書に署名・捺印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。
 - (3) なお、申立人は見積書記載の保険料払込満了年齢の誤りを錯誤の根拠ともしているが、保険証券には正しい保険料払込満了年齢が記載されていること、60歳以降も異議をとどめることなく保険料を支払っていることから、この点について錯誤を認めることは困難である。
5. 和解について
当審査会の判断は以上のとおりであるが、本契約の見積書の生存保険金に関する内容には明確な誤りがあり、保険会社にも看過できない問題があるので、本件は、和解によって解決することが相当である。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。